

広報 いずみざき

村作り五原則

一、互いに仲良く助けあい、
 明るい村を作りましょう。
 一、教養を深め、文化のか
 り高い村を作りましょう。
 一、環境を整え、健康で清
 かな村を作りましょう。
 一、勤労に励み、豊かな村
 を作りましょう。
 一、きまりを守り心を合わ
 せて平和な村を作りましょう。

昭和53年 9 月 5 日発行 (第 1 3 6 号) 編 集・泉崎村役場総務課 印 刷・野木印刷所



今月の納税

● 国民年金 第2期
 9月30日までに納入して
 ください。

9 月 号

昭和53年度成人式

去る8月15日、120人余りが参列して成人式
 が行われ、成人証書及び記念品が贈られた。

村の将来を負い、21世紀に活躍する青年達
 の洋々たる未来に心からの拍手を送ろう。

写真は当日参列した若人たちの輝かしい姿
 である。

児童手当

現況届の未提出者は
すぐに届けを

毎年六月に提出すること
になっている児童手当の現
況届については八月現在、
受給者の大部分が提出済で
すが、まだ五・六名の受給
者が未提出となっておりま
すので大至急提出される様
お願いします。

尚、提出のない場合、十
月期以降の手当は支給され
なくなります。(この現況届
は、受給者の所得の状況、
支給要件児童の状況、現住
所等の確認を行ない、十月
期以降の受給権の有無を調
査するものです。)

児童手当の額が

一部改正されます。

現在十八才未満の子供が
三人以上いる者に対し児童
手当が支給されていること
はすでに皆様御承知と思い
ますが、本年十月一日より
法律の改正により手当額が
次のように増額されること
になりました。

現行の手当額は、月を単
位として児童一人につき、
五〇〇〇円であったのが本
年十月より、地方税法の規
定による市町村民税の同法

「児童扶養手当」とは

父親がいなくて子供や父親
が身体や精神に重い障害の
あるとき、又は死亡したり
行方不明などのために父親
と一緒に生活ができない子
供が、ついに成長するよう
国が手当を支給するもので
す。

○対象となる児童は十八才
未満で次のいずれかにあて
はまる場合です。

1. 父母が離婚し、母に育て
られている子供
2. 父が死亡した子供(母子
年金、遺族年金をもらえな
い人にかぎります。)
3. 体が不自由な父をもつ子
供(父親の障害年金給付金
の加算対象になつていない
子供のとき)
4. 父の生死がわからない子
供。
5. 父のゆくえが一年以上わ
からない子供。
6. 父が一年以上刑務所に入
っている子供。

第二九二条第一項第二号に
掲げる所得割額のない者に
ついては、児童一人につき
六〇〇〇円が支給されるこ
と、となりました。尚、所得
割額のある者については現
行のまゝで、五〇〇〇円の
支給となります。

っている子供。

7. 父がだれかわからない子
供。

8. 父母がいなくて祖父母と
くらしている子供。

以上のような子供を育て
ている母親及び養育者は児
童扶養手当の支給対象とな
ります。(ただし、公的年金
を受給されているものには
支給されません。)

「特別児童扶養手当」とは

家庭で養育されている身
体や精神に障害のある子供
に国が手当を支給して、少
しでも子供のしあわせを高
め、生活を豊かにしようと
するものです。

○対象となる児童は身心に
障害のある二十才未満のも
ので次のいずれかにあては
まる場合です。

- 1 外部障害の子供(もう
ろう、肢体不自由等)
- 2 内部障害の子供(結核
性疾患、諸内臓障害)
- 3 精神に障害のある子供
(精神病、てんかん、そ
ううつ症等)
- 4 精神と身体の両方に障
害のある子供

以上のような子供を育て
ている父母及び養育者は支
給対象となります。(たゞし
公的年金等を受給されてい
るものには支給されません。)

老人医療費受給

該当者のみなさんへ

すでに御承知のとおり満
七十才以上のお年寄の方が
その年の所得制限にかゝら
ない場合老人医療費受給者
証を交付しておりますが、今
年新たに受給者となられる
方は、明治四十一年生れの
方で生まれた日の属する月
のはじめから該当しますか
ら生まれた日の前月の末日
までに印鑑を持参の上役場
住民課にて申請して下さい。

尚、所得を調査の結果、
本人の所得が九十万円以上
ある者に対しては一年間の
停止となります。

昭和五十四年度

泉崎村職員採用候補者
初級試験実施について

本村の職員採用候補者初
級試験を左記の要領によつ
て実施いたします。

記

一、申込期間 昭和五十三
年九月一日から九月三十
日迄

一、受験資格 昭和二十六

年四月二日以後に生れた
者で高等学校以上の学校
を卒業した者及び昭和五
十四年三月までに卒業見
込の者

選挙人名簿登録の

縦覧について

次の方々とは本年九月一日
現在により、九月十日に選
挙人名簿に登録されます。
尚、名簿の縦覧期間は次
の通りであります。

記

一、選挙人名簿に登録され
る者

(1) 本村に住所を有し昭
和三十二年九月二日ま
でに生れた者(新有権
者)

(2) 転入された方につい
ては本年六月一日まで
に転入届をした者

二、縦覧期間

昭和五十三年九月十
一日より十五日まで。
(午前八時三十分から
午後五時まで)

場所

泉崎村役場

一、試験区分及び採用人員
1 一般事務 若干名(男子)
2 幼稚園教諭 若干名(女子)

一、試験期日

第一次試験 昭和五十三

年十一月五日午前十時
第二次試験 第一次試験
合格者に後日通知する。
尚受験手続きについては総
務課に直接問合せ下さい。

『秋の全国交通安全運動』

自転車も止まって確認 右・左

9月21日～9月30日

第四回交通安全

村民総参加運動の

実施について

秋の全国交通安全運動は
九月二十一日より九月三十
日までの十日間実施されま
すがこの期間に合わせ第四
回村民総参加運動を実施い
たしますのでよろしく御協
力をお願いいたします。

断続実在職年3年以上の旧軍人に 対する一時金の支給について

引き続き実在職年3年以上の
上の実在職を有しない旧軍
人で、3年未満の実在職を
合算して3年以上の実在職
年を有するものについては
一時恩給の対象外とされて
いましたが、恩給法の一部
改正により一時金が支給さ
れることになりました。

つきましては左記の要項を
留意の上、早急に役場の住
民課まで問い合わせ下さい。

○一時金を請求できる者

(一) 旧軍人、又は旧準軍人
にかかる者（次の①～⑤の
条件を満たす者）

①旧軍人、又は旧準軍人
である者

②1回の実在職年として
は3年未満であるが、2回
以上の実在職年を合算する
と3年以上となる者

③旧軍人在職中の罰によ
り恩給受給権が失格し、又
は在職年が除算されて一時
金を受ける権利を失なうべ
き事由に該当したことがな
い者

④旧軍人を退職後3年を

こえる懲役、若しくは、禁
固の刑に処せられる等、恩
給法に規定する普通恩給を
受ける権利を失うべき事由
に該当したことがない者、
⑤ただし次のア、又は、
イのいずれにも該当しない
者

ア、昭和五十三年十月一
日前に公務員等を退職した
ことにより旧軍人等の在職
年を加えて共済組合法によ
る退職年金等を受ける権利
を有している者

イ、昭和五十三年十月一
日前の規定による普通（加
算）恩給、一時恩給を受け
る権利を有している者

(二) 昭和五十三年十月一日
以降死亡した(一)の旧軍人又
は準軍人の遺族

①昭和五十三年十月一日
以降に死亡した一時金請求
権利者がまだ一時金の請求
をしていなかった者

②遺族又は相続人は自己
の名により一時金の請求が
できる。

(三) 昭和五十三年十月一日

前に死亡した者の遺族

①昭和五十三年十月一日
において生存していたとし
たならば一時金を支給され
るべき旧軍人、又は、旧準
軍人の遺族であること。（昭
和五十三年十月一日におい
て未成年の子、又は、不具
廃疾で生活資料を得る道
のない者を含む）

②ただし次のア、又はイ
若しくはウのいずれにも該
当しない者

ア、昭和五十三年十月一
日において扶助料、又は旧
軍人若しくは、旧準軍人と
しての在職期間を加えた期
間に基づく共済組合法によ
る遺族年金を受ける権利を
有している者

イ、昭和五十三年十月一
日前に旧軍人としての一時
扶助料を給することとされ
た者

ウ、旧軍人又は、旧準軍
人の死亡後3年をこえる懲
役、又は禁固の刑に処せら
れる等恩給法に規定する扶
助料を受ける権利を失うべ
き事由に該当した者

○一時金の支給額について

一時金を支給される者に
対して一万五千円が支給さ
れます。

○一時金請求に必要な書類

(1) 本人が請求する場合
(7) 旧軍人等の一時金請
求書

(4) 在職中の履歴書

(ウ) 普通恩給を受ける権
利を失うべき事由に該当し
たことのない旨の申立書

(2) 遺族が請求する場合

(7) 旧軍人等の遺族の一
時金請求書

(4) 旧軍人等の在職中の
履歴書

(ウ) 請求者の戸籍謄本

(イ) (1)の(ウ)

(ウ) 旧軍人などの死亡が
昭和二十三年一月一日以後
である時は、生計申立書

危険な犬の野放しは 絶対にやめましょう

最近、我村において、飼
い犬の野放しが特によく見
られます。飼い犬が野放し
の状態で放置し、人に危害を
加えたり、他人の財産的損害
がある場合には、犬の持主の
責任となり、損害賠償の対
象となります。また犬の登録
も申請せず、申請したにも
かかわらず鑑札もつけてい
ない場合、又は、予防注射を
受けていない場合若しくは、
予防注射を受けても、注射
済票を着けていない場合は
3万円以下の罰金となります。
今後、保健所では、犬の

野放しは、きびしく取締るこ
ととし、係員が野放しにして
置かれた犬や、鑑札のない犬、注
射済票の着いていない犬を見
つけた時は、すぐに保健所
で捕獲し、抑留することにな
っております。犬を野放しに
して置きますと、いつその犬
が狂犬化するとも限りませ
ん。今後絶対に飼い犬の野
放しはやめましょう。もし野
放しになっている犬を見つ
けた時には、すぐに役場の住
民課又は白河保健所の方ま
で連絡して下さい。

「川をきれいに」 看板取りつける

阿武隈川水系水質汚濁対
策連絡協議会は七月十四日
村内二ヶ所（阿武隈川白河
大橋、泉川新橋）に河川愛
護を呼びかけるため、「川
をきれいに」というキャッ
チフレーズの入った看板を
取りつけました。みなさん



商工会青年部より

五十三年後期職域ソフト
ボール大会が例年通り体協
商工会青年部共催で八月二
十日晴天のもとに盛大に行
なわれました。今大会も審
判協会の方々には絶大なる
御協力を頂きました事を主
催者側一同感謝致しており
ます。又各職場事業所と多
数のチームが参加して頂き
好プレーの続出で目を見張
るものがありました。毎年
ごとに練習の成果がうかが
われます。又次年度に向つ
て練習し好プレーが見られ
るよう期待します。昨年、
今回と各事業所、各会社側
より多大なる協賛品を頂戴
致しております。村民の方
々にこの紙上をお借りしま
して御報告申し上げます。
又商工会関係に対しまして
は深い御理解と御協力を頂
いております。今後共よろ
しく御指導を御願い致しま
して今大会が成功のうちに
進められました事を厚く御
礼申し上げます。

結果は次の通り
優勝 稲作組合
準優勝 吉田重機
一人一人が、「川をきれいに」御協力して下さい。

公民館だより

◎成人式盛大に終わる

八月十五日、一一〇名の成人に達した男女青年が参会して成人式が行われ、村長から成人証書が、教育委員長と選挙管理委員長からそれぞれ記念品を授与された。感想文入選者の遠藤由美子、木野内圭子、菊地玲子の三人には特に記念品が贈られた。成人代表中野目忠君が答辞を述べて式が終わり、記念写真を撮す。

一同に会しての茶話会は三人の恩師を囲んで賑かに楽しく終始した。

◎八月三十日 幼児の家庭

教育相談。午後一時から熱心な若い母達、孫の養育担当の老婆たちが参会、福大の先生のわかり易い説明に幼児教育に自信を深めたことは喜ばしい。

◎九月九日 高砂学級

午前十一時から運営委員会、午後一時半から普通学習、クラブ活動を行う予定
○九月二十日(水)
消費生活センターの一日

移動教室が開かれる。一般家庭婦人及び婦人学級生の参加を待っている。

泉崎青年会員活躍

去る八月六日、泉崎村内の各会場で行われた郡連合青年会の交歓体育大会で、わが泉崎村青年会員は大いに活躍し、卓球(第一小会場)、ソフトボール(中学校)、バスケットボール(矢吹中)の三部門で優勝、総合優勝をとげた。

八月十九、二十日福島市で行われた県連青体育文化交歓祭には選手役員三十一名が参加し、バレーボール及びバスケットボールで第三位を獲得した。

体育協会だより

高校生球技大会成功

去る八月十六日、泉崎中学校校庭で行われた村内高校生の支部対抗球技大会を行った。

主催は泉崎村体育協会及び県南高校保護委員会泉崎分会で在村高校生の組織活動として行ったこの催しは最初であるが、男子はソフトボール、女子はバレーボールの試合を行ったが、皆

真剣な態度で参加した。結果は次の通りである。

ソフトボールの部
十チーム参加

優勝 北平山チーム

準優勝 宿館チーム

第三位 瀬知房A及びB

バレーボールの部

五チーム参加

優勝 関和久チーム

準優勝 宿館チーム

第三位 北平山、瀬知房

泉崎少年野球クラブ

県大会で優勝

泉崎野球スポーツ少年団で組織する少年野球クラブは福島民報社主催の第一回少年野球大会に参加し、八

大会に出場して見事に優勝した。

更に九月二十三、四日には東北大会に出場する予定で、現在夕方五時から六時半まで明星グラウンドで練習を続けている。

県大会では、紅獅子の太優勝旗とトロフィー、カップが授与された他、全選手には金メダルが与えられ、次の賞はそれぞれ楯が贈られた。

最優秀選手賞 佐川昭浩

優秀選手賞 宇井清美

敢闘賞 穂積和徳

◎職域団体対抗ソフトボール大会 十八組参加

去る八月二十日(日)に行われた後期ソフトボール大会は明星グラウンドと中学校校庭で炎天下熱戦を展開したが、成績は次の通り

優勝 稲作組合チーム

準優勝 吉田重機チーム

第三位 商工会青年チーム

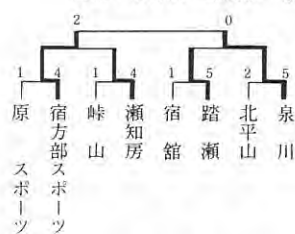
品川自動車電線A

スポーツ少年団

球技大会ノ

八月二十一日中学校校庭で実施、炎天下バスケット少年団が参加、男女それぞれ、ソフトボール、フットベースボールの試合を行ったが成績は下記の通り。

男子ソフトボール
優勝・宿方部 準優勝・泉川



〈学園だより〉

村内の学校は八月二十六日から、幼稚園は九月一日から第二学期が始まった。長い休み中に児童生徒の事故が一件もなかったことは喜ばしい。

●泉崎幼稚園

増改築を急いでいるが工事は予定より少し遅れがち。年少組は工事中のため、園庭でのびのび遊ぶことができないので、九月には、園外保育として、中旬にリッゴ狩り、下旬にブドウ狩りなどをして、楽しく遊ばせたい。

●泉崎第一小学校

○八月三十日(水) 校内水泳大会を行い、更に保護者も参加して親子水泳大会。○九月五日～七日午後五、六年生の体力測定。○九月八日(金) 学校創立記念日、記念式をあげる。○九月二十二日 六年生は日光方面修学旅行、一、五年生は秋季遠足。

●泉崎第二小学校

○九月十日(日) 大運動会。○九月二十七日(水) 交通安全鼓笛隊パレード。秋の交通安全運動の一環として村内一巡のパレードを行う。

〈郷土編纂室資料だより〉

ユウジクホ
湯 切 窪

泉崎三十ヶ入山に俗にユウジクホと言う窪地がある。鳥峠山の北麓で、いつも清水が湧き出ているところを言う。

●泉崎中学校

○九月二日(土) 校内水泳大会。○九月六日(水) 夏季休業体験発表会。○九月十九日(火) 校内駅伝大会。○九月二十七日(水) 中体連新人大会。

道路清掃をした二小生

本年度全国高校総体自転車競技のロードレースに参加する選手や役員が、八月四日、コースの下見を兼ねて、平から棚倉へ移動する途中、泉崎地内にさしかかった時、手に手に箒を持ってコースの清掃をしている泉崎二小の児童や先生方の姿に、選手も役員も、心あたたまる感銘を受け、しみじみとしたみちのくの旅情をおぼえたと、関係当局の責任者から、お礼のことがばが寄せられました。

昔は、この清水の出ているところより、湯が湧き出たところと云われる。

その昔、陸奥俘囚安倍頼時が叛いたので、時の政府は源頼義をして、これを追討させた。

安倍軍は地の利を得て源家の軍の前進を阻んで激戦となった。源義家は父頼義に従って善戦したが、愛馬アシカゲが脚に怪我をしてしまった。

ふと、山合いより湯煙りの立ち登るのを見て義家は湯の湧き出るのを知った。

馬に湯治をさせることの良いことを聞いておつたので、愛馬アシカゲの脚の怪我の治療に、この湯に浸して治療に励んだ。その甲斐あって一日と快方に向った。

或る時、いつもの通り馬を入浴させようとこの窪に來たところ馬が誤って湯の湧き出る湯口に脚を踏み込んでしまった。そのために今まで湧き出た湯が止ってしまい、それから湯が湧き出なくなつたという。

年金受給者へ
有利な定期貯金の扱いは十一月二十日までです

郵便局では、老令福祉年金などの受給者の方々の利益を増進するため、有利な利率を適用する「定期貯金」を取り扱っていますが、この取り扱い期間は、本年十一月二十日までですのでご利用の方はお早めにご利用ください。

《取り扱いのあらまし》
一、預入できる受給者
(1)国民年金法に基づく老令福祉年金又は老令福祉年金又は老令福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金。
(2)児童扶養手当法に基づく児童扶養手当
(3)特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当又は福祉手当。
二、預入、お一人一〇万円まで。
三、預入期間 一年
四、利率 年六・七五%
五、取扱期間

十一月二十日まで。

六、取扱郵便局

ご利用はお一人一郵便局で、他の金融機関をご利用になつていらっしゃる方は、取り扱いせん。

七、その他

ご利用の際は、年金証書等とハンコをお持ちください。

サラリーマンの

財産づくり

財形定額貯金

財形定額貯金は、サラリーマンの財産づくりや、マイホームづくりを促進するための貯蓄制度です。

この貯金には、利子非課税制度や住宅建設資金の融資など、数多くの特典があります。

また、郵便局は全国各地にありますので、もし転勤されてもスムーズに継続でき便利です。まだ加入されていない方は、この機会にぜひどうぞ。

《財形定額貯金のあらまし》

一、次の三条件がそろえばお始めになれます。
(1)三年以上の期間にわたって、定期的に預入すること。

こと。

(2)預入後一年間は払い戻し又は譲渡しないこと。

(3)毎月の給料やボーナスから天引きし、事業主が勤労者に代って預入すること。

二、財形定額貯金は、一般の郵便貯金の枠三〇〇万円のはかに、別枠として最高四五〇万円までご利用いただけます。したがって、両方の枠を利用すれば、お一人最高七五〇万円までお預けになれます。

三、財形定額貯金は、利殖型の定額貯金でお預けになりますので、長く置けば置くほど利回りがよくなりますから、長期にわたって財産づくりをする財形貯蓄にピッタリです。

四、積み立て途中で急に資金が必要な際は、「ゆうローン」が利用できますのでたいへん便利です。

このように、数々の特典を持った財形定額貯金を、ぜひお始めになつてはいかがでしょうか。

なお、くわしい資料を差し上げますので、いつでもお気軽に窓口又はセールスマンにお尋ねください。
(泉崎郵便局)

《税務署だより》

お年寄りや

障害者と税金

九月十五日は敬老の日です。

国では、お年寄りや心身障害者など社会的、経済的に弱い立場にある人に対して、いろいろな施策を行っています。

税金の面においても、次のような優遇措置が設けられています。

▽年令が六十五歳以上で、所得金額が一千万円以下の人は、基礎控除などのほかに老年者控除として二十三万円が所得金額から控除されます。また、国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給を受けている場合は、老年者年金特別控除として七十八万円を収入金額から控除することができます。▽七十歳以上のお年寄りを扶養している人は、老人扶養控除として所得金額から三十五万円を控除できます(通常の場合は二十九万円)。▽心身障害者が受けられる特典として、所得税では障害者控除(一人当り二十三万円)、相続税では障害者の

税額控除(七十歳に達するまでの年数に三万円をかけた金額)などがあります。そのほかにも、身体障害者が自ら運転する乗用車には物品税がかからないとか、身体障害者を多く雇用している事業所には設備などの償却費の割増しを認める措置がとられている。



品物にかかる

税金

税金には所得税などのように直接納める税金のほか

に、物品税や酒税、揮発油税、砂糖消費税、入場税などのように税金が商品の価格の中に含まれている間接税があります。

わたしたちの日常生活に深いかかわりを持つ間接税のうちから酒税と物品税、それに身近な自動車についての税金について説明しましょう。

【酒税】清酒やビール、ウイスキーなどの酒類にかかる税金です。製造場から出荷されるときは数量に税率をかけて計算する従量課税と、価格の高い高級酒のように出荷価格に税率をかける従価課税の方法がとられています。

【物品税】宝石類や貴金属製品、ゴルフ用具、自動車ルームクーラーなど比較的高価な装飾品や娯楽用品などにかかる税金です。



宝石などのように小売価格に税率をかけ、小売の段階で納める方法と、ゴルフ用具のように製造場から出荷されるときに納める方法とがとられています。

【自動車にかかる税金】国税としては物品税と自動車重量税、地方税として自動車取得税、自動車税がかかるほか、自動車用のガソリンにも揮発油税と地方道路税がかかります。

おいわい おめでた おくやみ

□結婚おめでとう

笠井由春 北平山字前山
イク 二十番地

溝井文男 太田川字居平

セツ子 五十三番地

□出産おめでとう

泉崎字外ノ入19

有賀秀人 父 邦夫

北平山字堂ノ下12

菊地祐樹 父 政春

関和久字豊田44

松田美保 父 保宏

関和久字瀬知房後33

佐川久勝 父 久

関和久字愛宕町56

鈴木美穂 父 盛利

踏瀬字長峯63

高橋勝 父 義博

泉崎字小林85

本田由紀江 父 榮一

関和久字下原47

小松麻衣子 父 正三

泉崎字寺前4

中野目貴洋 父 正治

踏瀬字火打池30

丸山聡士 父 實光

踏瀬字長峯50

草野美貴子 父 喜栄

太田川字居平26

邊見まこと 父 嘉勝

□謹しんでお悔み

北平山字新田32

小林クラ 79才

関和久字漆久保20

田崎ハル 76才

北平山字堂ノ下10

北住静二 81才

北平山字堂ノ下38

菊地貞信 16才

